

短期組合員資格取得届

- ① 組合員証番号欄は、新規採用の非常勤職員の方は、空欄にしてください。共済組合にて付番します。臨時的任用職員等で、県から職員番号が付番されている場合や過去に非常勤職員として付番されている場合はその番号を必ず記入してください。
- ② A欄の該当する任用形態に「✓」してください。
- ③ B欄は公立学校共済組合鹿児島支部の「一般組合員」から引き続き「短期組合員」になる場合のみ、必ず記入してください（新規採用の場合や前の一般組合員の期間と引き続かない場合は記入しないでください）。

共済事務担当者印



上記①参照

組合員証番号	876543		所属所名	鹿児島市立共済小学校		所属所コード	765432			
A	任用形態	<input checked="" type="checkbox"/>	臨時的任用職員	<input type="checkbox"/>	会計年度任用職員 (パートタイム)	<input type="checkbox"/>	再任用短時間勤務職員			
		<input type="checkbox"/>	会計年度任用職員 (フルタイム)	<input type="checkbox"/>	任期付短時間勤務職員	<input type="checkbox"/>	その他 (
B	前の任用形態 (一般組合員)	<input type="checkbox"/>	正規職員	前の所属所名		組合員証等 添付枚数	<input type="checkbox"/>	組合員証	<input type="checkbox"/>	枚
		<input type="checkbox"/>	再任用フルタイム職員				<input type="checkbox"/>	被扶養者証	<input type="checkbox"/>	枚
		<input type="checkbox"/>	会計年度任用職員 (フルタイム・13月目以降)	所属所コード			<input type="checkbox"/>	その他 (限度額等)	<input type="checkbox"/>	枚

(フリガナ)	キョウサイ タロウ		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	〇〇	年	9	月	10	日										
組合員氏名	共済 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女															
資格取得年月日	令和	〇	年	4	月	1	日	基礎年金番号 20歳以上のみ	1234	-	567890									
組合員種別	<input checked="" type="checkbox"/> 短期	<input type="checkbox"/> 船員短期	職名	講師		被扶養者 認定申告書の 提出	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無												
給与支給区分	<input checked="" type="checkbox"/> 県費	<input type="checkbox"/> 市町村費 (県費以外)	任用された 市町村名等 (適用事業所名でも可)																	
郵便番号	〒	890	-	8566	住所 ※住民票上の 住所記入	鹿児島市共済町2-2														
給付金 受取口座	金融機関名	〇〇銀行		金融機関コード	0000	本支店名	本店		本支店コード	000	種類	普通	口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
※該当がある場合のみ記入																				
過去に所属していた 公立学校共済組合他支部	公立学校共済組合	支部	他支部での 退職日	令和		年		月		日										

上記のとおり、短期組合員として資格を取得したので届け出ます。
公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

令和 〇 年 4 月 2 日 届出者氏名 (組合員名) 共済 太郎

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

〒 890-8577

令和 〇 年 4 月 3 日 所属所 鹿児島市共済町3-3

所属所長 校長 鹿児島 一郎

電話番号 (099 - 111 - 2222)

添付書類

次の書類を添付して提出してください。

- 雇用期間、就労時間、賃金等、任用制度がわかるものの写し (採用に関する「辞令」、「雇用通知書」等)

※被扶養者の申告をする際は「被扶養者認定・取消申告書(整理番号10)」と必要書類等を提出してください。また、給与条例上の被扶養者でない(扶養手当が出ない)者の認定の際は特別認定となり、添付書類が別途必要となりますので注意してください。

会計年度任用職員の場合は、辞令だけでなく雇用通知書など、要件を確認できるものが必ず必要です。